

近江における文字文化の受容と渡来人

大橋信弥

Outline of Acceptance of Textual Culture and Immigrants in Omi

OHASHI Nobuya

はじめに

- ① 近江の渡来系氏族と渡来人の性格
- ② 近江における文字文化の受容
おわりに

【論文要旨】

西河原木簡をはじめとする近江出土の古代木簡は、量的には多くないが、七世紀後半から八世紀初頭の律令国家成立期の中央と地方の動向を、具体的に検討するうえで、重要な位置を占めている。そして、近江には多くの渡来系氏族と渡来人が、居住しており、近江における文字文化の受容にあたって、渡来人の役割は無視できない。

近江の渡来系氏族のうち、倭漢氏の配下である漢人村主の志賀漢人一族は、五世紀末から六世紀の初頭ごろに、河内や大和から大率この地に移住し、琵琶湖の水運を活用した物流の管理などで、活発な活動を進めた。志賀漢人たちは、当時の蘇我氏が領導する政府の指示により、近江各地に所在した施設に派遣され、湖上交通を活用した物流ネットワークを構築し、主として文書・書類（木簡）の作成にあたっていたとみられる。彼らが、中央で活動する渡来系氏族・渡来人集団とともに、故国である韓半島における文字文化を、素早く受容し共有していたことは、近江の各地で作成され木簡などの文字資料から確認できる。

近江出土の古代木簡でもっとも古い、大津市北大津遺跡出土の「音義木簡」が和訓

の試行的な段階を示しているのは、この地に居住する渡来人集団、志賀漢人が、五世紀末以来、この地域に移住し活動する中で、中央で達成された行政的な文書の作成技術を導入し、様々な工夫を行ったことを示している。また野洲市西河原遺跡出土木簡は、この地に所在した施設の運営のため派遣された、志賀漢人の一族の関与を具体的に示している。彼らは、陸上交通（初期の駅路）と琵琶湖の水上交通を利用した、物流・交易の運営を行っており、さらに織物工房・鍛冶工房・木器工房などが付属していた。ここでは、徴税の関わる業務や出率・貸箱に関する管理業務が行われており、倉庫群から出土した木簡から、その出納にかかる具体的な運営過程を復元できる。その施設は、初期の野洲郡家（安評家）で、駅の機能も併せ持っていたことが推定される。そして、宮ノ内六号木簡に見える「文作人」石木主寸文通は、「倉札」の作成者であり、この地に居住する志賀漢人一族が、文書の作成に携わっていたことを明確に示している。

【キーワード】 漢人村主、琵琶湖の物流、郡家と駅家、文書行政

はじめに

近江出土の木簡は、必ずしも多くないが、西河原木簡をはじめとする古代木簡は、突出した内容を持っており、特に律令国家成立期の中央と地方の動向を、具体的に検討するうえで、重要な位置を占めている。私は、これまで、近江出土の木簡や墨書土器などの出土文字資料に接する機会を少なからずもち、その検討にも参加することができた。いっぽう、これとは別個に、近江の渡来人や渡来系氏族の実態について、考古資料や文献からやや詳しく検討を加え、その一端は明らかにできたと考えている。しかしながら、わが国における文字文化の受容という視点から、近江の出土文字資料と渡来人・渡来系氏族の関わりについては、詳しく検討してこなかったが、今回の共同研究で、近江がその一つの調査・研究の対象になったこともあり、改めて考える機会をもつことができた。ただ、近江出土文字資料に、韓国出土の木簡や金石資料の影響が強くみられることについては、すでに多方面からの論究があり、新たに付け加えるべき点は、ほとんどないといえよう。⁽¹⁾そこで、この文では、こうした研究の蓄積を前提として、近江における文字文化の受容を担った人々に焦点を当て、その具体的なあり方と特徴について検討を加えることにしたい。ただその手がかりは少なく、いまだ不十分であるが、その中間報告としたい。

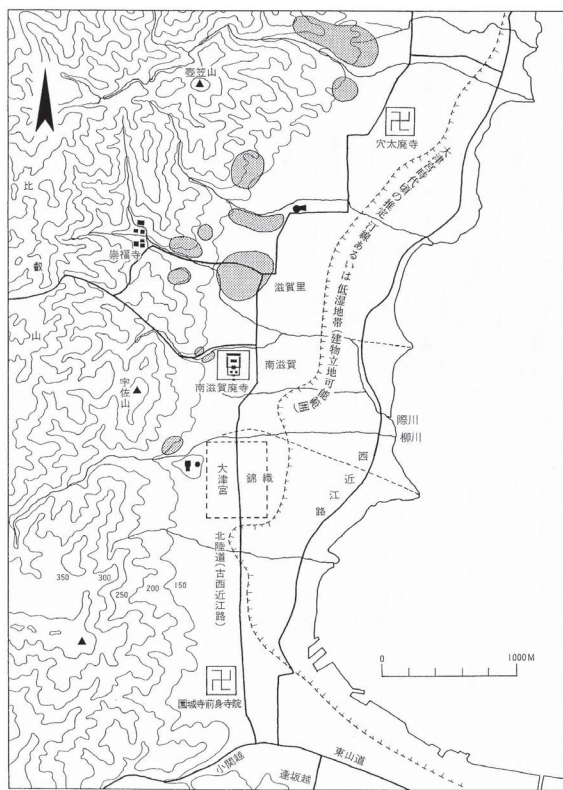
① 近江の渡来系氏族と渡来人の性格

近江に居住する渡来系氏族と渡来人は、小論が対象とする出土文字資料を除けば、大半が律令期の文献資料により検討しなければならぬ。したがって、そうした記載が、どれほどの過去の史実を伝えるものか、

また、実年代としてはどこまで遡ることができるのかという問題があった。しかしながら、幸い近江においては、考古学のデータに恵まれ、渡来人集団の居住と、その活動が他地域に比べ、年代も含め、具体的に検証可能であり、文献資料と考古学のデータを突き合わせるにより、一定の理解が得られる環境にあるといえる。ただ、その詳細については、これまで、繰り返し述べているので、ここではその概要を述べ、出土文字資料の具体的な検討の前に、近江の渡来系氏族と渡来人の実態と性格について、まず整理しておきたい。

『坂上系図』に引用される『新撰姓氏録』の逸文には、応神朝に渡来した倭漢氏の始祖阿智王が、仁徳天皇のころ、朝鮮三国に離散していた同郷の漢人を来日させることを提言し、その大半が後の大和高市郡に定着したこと、やがて高市郡が手狭になったので近江・摂津などの諸国に分置したとあり、それが各地の漢人村主のおこりであるとする渡来伝説がみえる。そして実際、近江国では、各種の古代の文献によって、滋賀郡を本拠とする多くの漢人村主の存在が確認される。その主要のものをあげると、大友村主・大友日佐・大友漢人・穴太村主・穴太史・穴太野中史、錦部村主・錦部日佐、大友但波史・大友桑原史、志賀史・登美史・槻本村主・三津首・上村主などで、九世紀以前の文献史料に見える、滋賀郡の古代人名の約四〇パーセントを占めている。後の滋賀郡大友郷を本拠とする大友村主一族、大友郷南部の穴太を本拠とする穴太村主一族、錦部郷を本拠とする錦部村主一族、古市郷を本拠とする大友但波史一族がなかでも有力であった。

これら近江の漢人村主は近江へ移住した当初は、このような多くの氏族に分かれていたのではなく、志賀に居住する漢人として、志賀漢人と呼ばれたらしい。『日本書紀』推古一十六年(六〇八)九月一日条には、隋の使者裴世清が帰国する際、小野臣妹子を大使とする遣隋使が派遣されたことがみえる。その時八人の学問僧が同行しているが、その中には、



第1図 大津北郊遺跡位置図

「大化改新」で活躍する高向漢人玄理や南淵漢人請安のほか、近江出身とみられる志賀漢人慧(惠) 隱の名もみえる。こうした漢人については、「新漢人」も含め、いまだウジ・カバネとして成熟しておらず、通称として表記された可能性が高い。慧(惠) 隱は、志賀に居住する漢人として、志賀漢人と呼ばれていたのであろう。ただ、このことから、推古朝ごろには、近江に居住する志賀漢人の中から、早くも遣隋学問僧を出す状況が生れていたことが判明する。そしてその一族である大友村主からも、推古一〇年(六〇二)一〇月、来朝した百濟僧觀勒に天文遁甲を学んだ高聰が出ているし、朱鳥元年(六八六)四月、桑原村主訶都が、天武の侍医団に加わり、活躍していることが知られる。また、同じ朱鳥元年六月に、賜姓・叙位・贈封された槻本村主勝麻呂も、その文脈から天武の侍医団の一人とみられ、志賀漢人一族が、その学識・技術をもって、朝廷に登用されていることが知られる。(第1図)

こうした大津北郊における、渡来系氏族の居住を示す考古データは、これまで多くの蓄積がある。その墓域である山麓には、六〇〇基以上の(もともと一〇〇〇基以上あったとみられる)後期古墳群が分布しており、その多くは、当時の一般的な古墳と異なり、天井がドーム形を呈する横穴式石室(方形プランをとるものも少なくない)を主体とし、ミニチュア炊飯具の四点セットや、銀ないし銅製の叙子(かんざし)などを副葬しており、独特なあり方を示している。その年代は六世紀前半から七世紀中葉であった。そして、その後、山麓の古墳群に対応するように、湖辺に広がる集落では、「大壁造り」呼ばれる土壁造りの、方形プランを取る特異な建物や礎石建物、それに付属すると見られるオンドル状の遺構が相次いで発見され、その年代は、古墳とはややずれて六世紀後半から七世紀前半である。また、その集落の中心部には、この地域独自のデザインをもつ軒先瓦を共通して使用する、穴太廃寺、坂本八条廃寺、南滋賀廃寺、園城寺跡など、志賀漢人一族の氏寺とみられる寺院が造営されている。その時期は、七世紀中葉から後半であり、ほぼ文献で確認される志賀漢人が有力化した時期と対応している。

こうした考古データは、渡来系集団が早くから定着し活動していた、河内や大和においては、すでに五世紀前半ごろから確認されており、五世紀末から六世紀の初頭ごろに、そうした渡来系集団が、集中してこの地に移住し、活発な活動を始めたことが推定される。それでは志賀漢人は、どのような事情で、大津北郊に移住することになったのであろうか。その手がかりとなるのが、この地に所在する、琵琶湖の水運のカナメとなる「志賀津(後の大津)」と呼ばれる港湾施設のことである。この地には、後に近江大津宮が造営されるように、大和政権の経済的・軍事的な拠点があったとみられる。それは、湖上交通を利用した、近江を始め、東国・北国から都への物流の管理拠点であり、また、六世紀以降、活発化する越前を拠点とする高句麗との対外交渉の統括でもあった。

いうまでもなく渡来系氏族は、中国・朝鮮の先進文化・技術をわが国にもたらし、それを駆使して大和政権に登用され、同時にその機構的編成に大きな貢献をしたのであるが、なかでも漢字をあやつり、文書を作成し、帳簿をつけ、外国語に精通して、対外交渉にあたるなど、政府の行政部門を実質的に担っていた。そうした視点で、志賀漢人の役割を考えると、その背景が想定されてくる。すなわち、六世紀以降の大和政権の内政・外交を領導したのは名実ともに蘇我大臣家であり、それを実質的にささえたのが、渡来系氏族の雄、倭漢氏であった。したがって、おそらく六世紀以降、大和政権の中枢にあつて、その重要な財政的・軍事的基盤である、東国・北国からの物流の管理や、日本海ルートとの対外交渉を推進しようとする蘇我氏の指示により、倭漢氏がその配下の漢人を大津北郊に配置し、その政策を押し進めようとしたのではなからうか。それを裏付けるのが、近江の各地に居住する志賀漢人の分布の特徴である。志賀漢人の分布の中心は、あくまでその本拠である滋賀郡南部であるが、浅井郡・坂田郡・犬上郡・愛知郡・神崎郡・野洲郡・栗太郡そして蒲生郡など、近江各地に濃密な分布が知られるのである。またその居住地をみると、浅井郡では川道里（郷）に大友史氏、益田郷に錦部曰佐氏、坂田郡では朝妻郷に穴太村主氏、犬上郡では竇田郷に、穴太村主・錦村主・穴太曰佐の諸氏が、愛知郡では平流五十戸（郷）に且波博士（史）氏、神崎郡には雄諸郷大津里に大友氏、野洲郡では馬道郷に大友・登美史・石木主守・郡主守らが、栗太郡でも木川郷に大友曰佐・志賀史らが居住しており、いずれも郡内で琵琶湖に隣接した地域に拠点をもっている。そして、その居地には坂田郡の朝妻港のように港湾施設をともなっている場合が多いと考えられる。これらの点から琵琶湖の水運のカナメである滋賀郡の志賀津に本拠をおく志賀漢人が、近江各地の主要な港湾施設のある地に進出し、物流管理のネットワークを構築し、その周辺にも拠点を拡大していった様相が推測されてくる。（第2図）



第2図 近江渡来氏族分布図

以上のように、大津北郊に移住・定着し、琵琶湖周辺の各地に進出した志賀漢人一族は、彼らがこの地に直接渡来・定着し、独自に活動していたのではなく、大和政権の機構（官司）の「官人」として登用された渡来系氏族・渡来人集団が、政府の指示で、二次的に近江に移住し、政府の事業を担っていたのである。その職務内容は、当然、彼らが得意とする、文書・書類の作成、出納・財政の管理などの行政業務であったとみられるが、彼らのもっていた、そうした知識や技術の多くは、彼らの故国である韓半島における経験や知識を継承・活用したもので、日本語を漢字で表記するため、様々な工夫をすすめていたと考えられる。そしてそれは、大和政権の一翼を担っていた、倭漢氏を始めとする、多くの渡来系氏族やその配下の渡来人集団の間で共有されていたものであったと言えよう。

② 近江における文字文化の受容

近江における文字文化の受容については、野洲市桜生古墳群の七号墳から出土した刻書土器が最も古い。須恵器の広口壺の外面に、「此者□□首□□」と刻書されており、七世紀前半のものである。「□□首□□」は、酒人首の可能性もあり、人名とみられる。そして、七世紀後半になると、大津・野洲地域で、大津宮時代・天武朝期の木簡が出土する。

近江出土の木簡は、平成二五年現在、六四遺跡、一万点余に上る。このうち古代木簡は三五遺跡、七五〇〇点を数える。中世のものでは長浜市鴨田遺跡の巡札五三点が、近世では安土城跡出土の付札や小谷城跡出土の柿経一四点など注目されるものも少なくないが、西河原木簡をはじめとする古代木簡は、突出した内容を持っている。近年発見された、古代末の長浜市塩津港遺跡出土の、起請文木札一〇〇点余と、紫香楽宮³⁾に関わる宮町遺跡木簡(約七〇〇〇点)を除くと、五〇〇点余である。最古の木簡は、大津市北大津遺跡出土の大津宮時代の木簡が一点、これに次ぐのが、野洲市西河原遺跡群から出土した古代木簡九五点で、そのうち天武朝期に遡る古式の木簡が二九点余と多い。そして、近江出土木簡については、先にみたように、その内容や形態が、韓国出土木簡と関わることも、すでに多くの指摘がある。こうした近江出土の古代の文字資料を考えるうえで、近江における渡来人と渡来系氏族の濃密な分布は、無視できないところである。

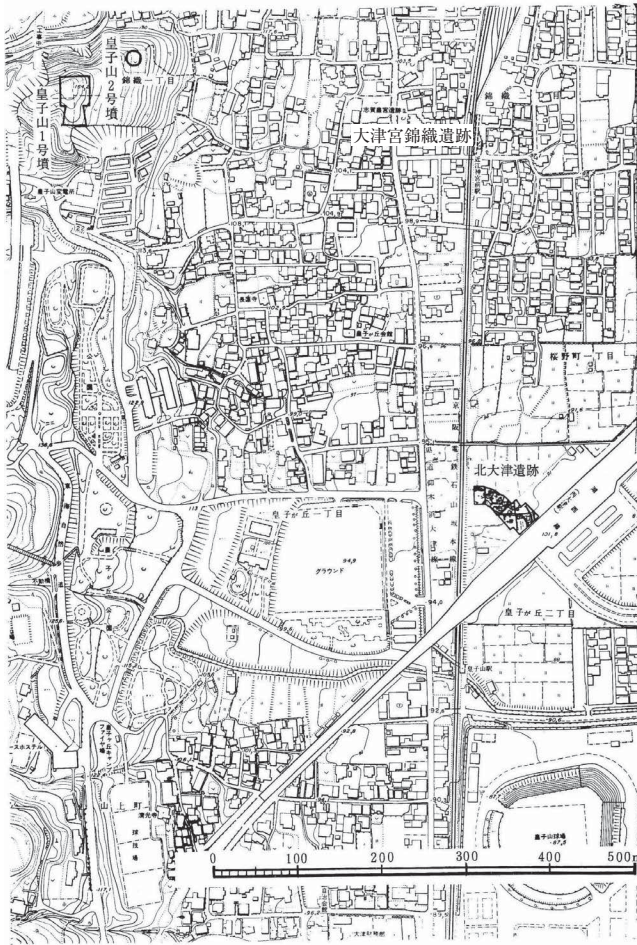
(一) 北大津遺跡の「音義木簡」

まず取り上げるのは、近江出土の古代木簡でもっとも古い、大津市北大津遺跡出土の、大津宮時代の「音義木簡」である。発見当初から、漢字の訓(読み)・同義語・反切(音の表記)を簡条書きした、一種の辞

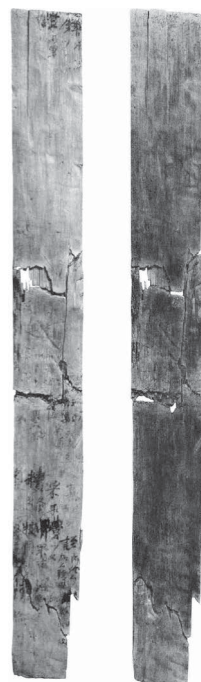
書とみられていた。ただその後の釈読により、反切は認められず、漢字の訓を万葉仮名で注記した辞書から、特定の原典を読む際に書き出した木簡で、当時の官人の間で、漢字の訓読を共有化する試みがなされていたことを示すものとみられている。

近江大津宮への遷都は、天智二年(六六三)の百済救援戦争において、倭国の水軍が白村江で唐に大敗し、国家存亡の危機に直面した三年後、天智六年のことであり、緊迫する国際情勢を反映した異例のものであった。しかも天智天皇の死の翌年に勃発した、壬申の乱によりそのすべてが「灰燼」に帰しており、わずか五年余の短命な都であった。このため、発掘調査により宮跡として有力化している錦織遺跡の調査においても、大津宮時代のことを具体的に示す物証に恵まれないという恨みがあつた。その中でこの木簡は、近江大津宮に関するものとして、重要な位置を占めている。木簡は、近江大津宮の南端付近と推定される北大津遺跡の、人工的な溝から出土したもので、大量の土器・木器とともに出土した。出土層位は、七世紀後半から一部八世紀初頭の遺物を含み、それより新しい遺物の出土はなかった。おそらく大津宮の官衙地域に関わるものであろう。⁴⁾中央からもたらされた可能性はあるものの、この地で使用された後、廃棄されたとみて、ほぼ誤らないであろう。

北大津遺跡の性格は、周辺部の調査が進んでいないこともあり、いまだ明確ではないが、錦織遺跡で、現在発見されている大津宮関係の遺構は、大半が「内裏」中枢部とみられるものであり、その南に展開する「朝堂院」などの官衙地域は、ほとんど未発見で、土石流などにより消失している可能性が高いといわれる。この木簡は、そうした官衙地域に関わる数少ない遺物といえる。木簡と同じ層位から出土した大津宮時代の土器が、一般集落のものではなく都城に関わるとされているのは、それを裏付けると言えよう。そしてそうした場合、先にみたように、大津宮造営以前から、大津北郊地域に集住する志賀漢人と総称される、倭漢氏の



第3図 北大津遺跡位置図



赤外線 可視光
第4図 北大津木簡

配下の漢人村主が、大和政権の物流・外交の拠点として機能していた施設を運営しており、そうした施設と人材が、遷都に伴い、大津宮の運営に吸収されたとみられる。(第3図)

木簡は、発見当初から、赤外線写真により一部の文字が読み取れただけであり、「贊」と大きく書いた文字の下に「田須久」、「詮」の下に、「阿佐ム加ム移母」、「積」の下に「久皮之」(当初は「久皮反」とあるように、また、「采〈取〉」「体〈ツ久羅布〉」「披〈開〉」のように、その文字の訓を、一行か二行で書いている。それまで、漢字の訓読みが一般化されていなかったとされていた時期に、漢字で表記する時や、原典を読む際に、辞書から抜き書きして、手元に置いた可能性が指摘されている。万葉仮名で書かれた和訓は、この時代の日本語表記のあり方を示す貴重な資料として注目されていた。⁽⁵⁾

二〇一一年、奈良文化財研究所を中心に、再積読がなされ、新たな読みも示された。その積文は次のとおりである。⁽⁶⁾ (第4図)

鑠 汗
 鑠 与里 (比カ)
 鑠 参須羅不 (羅カ)
 鑠 米 (多カ)
 鑠 費阿 (比カ)
 鑠 積久皮
 鑠 披開
 鑠 検

田須久
 慕布
 尼我
 詮
 阿佐ム
 加ム移母 (洛カ)
 羅

685×74×5 011

これにより、新たに一七文字が釈読され、もともと木簡全面に墨書があった可能性が強まり、合わせて七五文字以上が、記されていたことになる。新たに釈読できたのは、「鏢(汗ツ)」「鏢(与里比)」「費(阿多比)」「洛(□羅□)」「檢」など、すでに想定されていたものと、「慕(尼我布)」「徭(參須羅不)」などである。これらは、最古の万葉仮名として、注目されていたが、今回の釈読により、ア・ウ・カ・ク・サ・ザ・シ・ス・タ・ツ・ネ・ハ・ヒ(甲)・フ・ム・メ(乙)・モ(乙)・ラ・ロ(乙)の和訓が確認された。また、その用法が、その後引き継がれなかったものもあり、いまだ、試行的な段階であったことが窺える⁽⁷⁾。

この木簡が和訓の試行的な段階を示しているのは、先に見たように、この地に居住する渡来人集団、志賀漢人が、もともと渡来系氏族の雄、倭漢氏の配下として、大和や河内の政府中枢において活動し、五世紀末ごろ政府の指示で、この地に移住したと不可分の関係にあるといえよう。すなわち、すでに政府中枢での活動の中で、共有されていた行政的な文書作成にあたっての工夫や知識が、この地でも具体的に活用されていることを示している。そうした事情を必ずしも物語るものではないが、志賀漢人の一族である錦部村主の氏寺である、南滋賀廢寺の周辺一帯に所在する南滋賀遺跡から出土した、七世紀後半の木簡が参考になる。平成七年(一九九五)、遺跡の東端付近の発掘調査で、六世紀後半から七世紀前半の掘立柱建物からなる集落を検出し、その一角を流れる幅二〜四メートルの浅い溝跡から、文書木簡一点が出土した。○三九形式で、上端は圭頭状につくり、左右の側縁に切込みがあり、下端は欠失している。伴出した須恵器は七世紀後半のものである。墨が薄く判読は難しいが、「馬日佐」「日佐」という氏名が読み取れる⁽⁸⁾。氏名の下には「俵二」「□俵」など、米にかかわる数値が見えるから、荷札というより米の貢進を命じた文書木簡の可能性が考えられる。なお、その後、調査地の隣接地では、大壁建物や祭祀遺物の発見があり、渡来人集団の居住が確認され

た。

「馬日佐」らは、この地の居住者で、カバネからみて、志賀漢人の一族であろう。錦部日佐・大友日佐・穴太日佐のいずれかの可能性が考えられる。私は、出土場所から、錦部日佐の一族で、馬の管理を担当していたとみている⁽⁹⁾。周知のように、南滋賀遺跡の北には北陸道の「穴太駅」が所在し、おそらく陸上交通の管理に携わっていたのであろう。この木簡もそうした大津北郊における、彼らの活動の一端を示していると考えられる。

(二) 西河原遺跡群出土の木簡

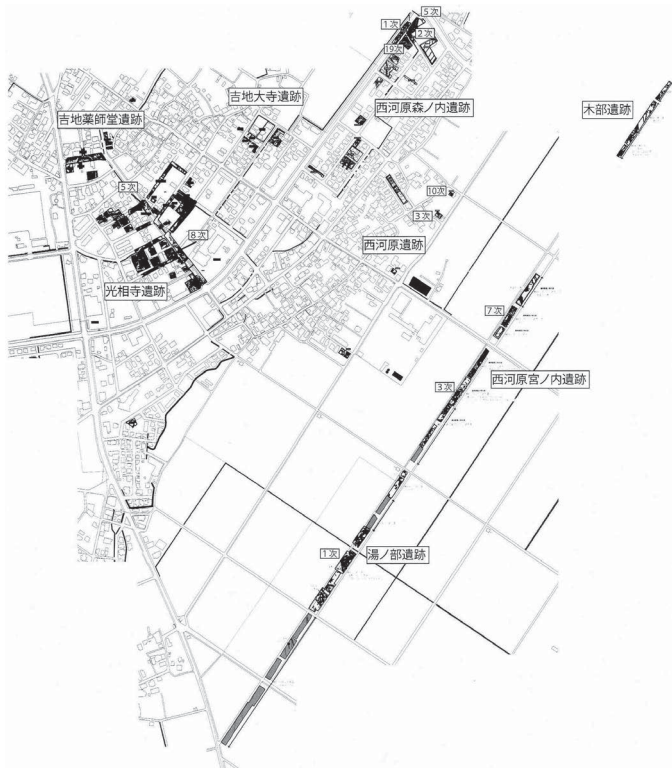
北大津遺跡の木簡に次いで古いのは、西河原遺跡群出土木簡の二期、七世紀後半の天武朝期のものである。この時期に属するのは一〇点、三期の七世紀末から八世紀初頭のもの一九点、四期の八世紀前半のものが六〇点(うち五七点が削りくず)で、ほかに四期以降と九世紀後半が各二点、時期不詳のものが四点ある。遺跡の盛期である七世紀後半から八世紀前半に集中している。

A 遺跡の概要

西河原遺跡群は、現在の野洲市(旧中主町)西河原に所在する七世紀から九世紀にかけて存続した官衙的な遺跡群で、遺跡群を構成するのは、森ノ内遺跡をはじめ、湯ノ部遺跡・宮ノ内遺跡・西河原遺跡・光相寺遺跡・虫生遺跡などで、ほぼ空白なく隣接しており、同一遺跡群と認識できる。

森ノ内遺跡

遺跡群の中核をなす森ノ内遺跡は、昭和五九年の第一次調査以来、現在まで一九次にわたる調査がなされ、数多くの成果をあげてきた⁽¹⁰⁾。畑中英二氏による遺跡・遺構の再検討によると、七世紀後半(二期)には、遺跡の北半で、周囲に溝をめぐらせ、整然とした配置をとる、大型の掘



第5図 西河原遺跡群調査位置図

立柱建物群が形成されており、七世紀末から八世紀前半(三期)には、それを埋め立てて、やや南側に同様の区画を設けていた。しかし八世紀の前半のある時期に、突然遺跡は途絶し、生活の痕跡はなくなっている。代わって、この段階以降の遺構・遺物は、光相寺遺跡に移っている。遺跡北半の建物群は、中心的な建物が、桁行五間以上、梁間二間と規模も大きく、柱の掘り方も一辺二・五メートルのものであった。そしてこうした遺構と関連して、多数の木簡や墨書土器、さらに木製の矛・斉串・人形・馬形・陽物・舟形・琴柱・鞍など祭りに関わる遺物が出土している。墨書土器には「大」「神」「神主家」「凡記」「呪」「渡内」「主殿者」などが見える。また、遺跡の一角からは、歪みや変形のある須恵器が、大量に出土しているが、その形態などから、大和政権へ製品を供給していた、郡北部に分布する、鏡山古窯跡群の製品であり、この地に出荷にあたって、製品を選別する施設があったとみられている。(第5図)

湯ノ部遺跡

昭和六三年から数次にわたって調査がなされた湯ノ部遺跡は、田野洲川が形成した扇状地性の低地上にあり、かつては東西方向に伸びる微高地で、弥生時代以来、大規模な集落・墓地が相次いで形成されている。遺跡の土層は、大きく上下二層に分かれ、下層では、弥生前期から後期にかけての住居跡・祭祀場跡・方形周溝墓群、上層では、七世紀後半から八世紀前半の掘立柱建物・鍛冶関連遺構が検出された。⁽¹²⁾

鍛冶関連遺構は、建物とそれを取り囲む溝からなり、掘立柱建物三棟は、作業小屋的なごく小規模な建物で、溝は深さ約七〜八センチメートルとごく浅く、溝内からは、焼土・炭化物・排滓・フイゴの羽口が、転用硯や少量の土器片とともに出土した。鍛冶工房を構成するものと言えよう。牒文書木簡が出土した溝は、鍛冶関連遺構の西を限る溝で、最大幅約二メートル、深さ約六〇センチメートルで、木簡は溝の上層、下層のほぼ境の下から、裏面を上にしてほぼ水平の状態が出土した。出土した遺物は木簡のほか、土師器の杯・甕・鉢、土錘、羽口、土馬、須恵器の杯・壺・鉢・甕、木製品の斎串、曲物、鎌の柄などである。

宮ノ内遺跡

宮ノ内遺跡は、湯ノ部遺跡の北五〇メートルに位置する。平成一七年に発掘された、第七次の調査では、七世紀末から八世紀初頭の遺構を検出している。調査区の南寄りで、大型の総柱の掘立柱建物を検出し、建物の柱抜き取り穴から、一、三〜七号木簡が出土した(ただし、一号木簡は、昭和六〇年の試掘調査で出土したもの。第七次調査で、出土地点の詳細が判明した)。掘立柱建物は、総柱の三×四間(六、一三×七、七四メートル)で、床面積は約四五平方メートルである。土器類はほとんど出土していない。大型の倉庫で、西河原遺跡群の倉院の一画であると考えられる。⁽¹³⁾

また、平成八年の第三次調査では、八世紀前半の遺構を検出している。規模の小さい掘立柱建物とそれを「コ」の字に囲む区画溝と土坑からなり、一〇〇数点にのぼる木簡の削り屑と、多量の須恵器、土師器、転用硯、円面硯、銅製品（帯金具五点）、木片や炭、種実類などが出土した。⁽¹⁴⁾木簡の出土した区画溝は、いずれも水が流れた痕跡はなく、木簡の削り屑や、木製品およびその製作過程に生じたと思われる剥片などが出土しており、一連の遺構は、木製品を加工・再加工する工房とみられる。

西河原遺跡

森ノ内遺跡の南五〇〇メートルに所在する集落跡で、平成三年の第三次調査で、七世紀末から八世紀初頭の遺構を検出している。掘立柱建物跡六棟以上と、幅三・二メートル以上、深さ一・一メートルの南北方向の溝跡が検出された。三点の木簡はこの溝の第四層より出土し、土器のほか琴柱、斎串、箸、獣歯、獣骨、土錘などと、墨書土器六点が出土した。墨書土器には「神」「些万呂」「些□」「成伸」などがある。また平成一四年の第一〇次調査では、九世紀代の溝跡から二点の木簡が出土している。⁽¹⁵⁾

光相寺遺跡

西河原遺跡の南に接して所在する集落跡で、昭和六一年の第五次調査で、七世紀後半から八世紀初頭の掘立柱建物、溝跡などを検出した。二点の木簡を出土したのは幅二・五メートル、深さ三〇センチメートルの溝で、調査区域内で一・二メートル検出した。また、遺跡の北半からは、「石辺君」「石辺」と墨書した土器七点、南半からは「馬」二点、「三宅」五点が出土したほか、斎串、人形、刀形、琴柱、横櫛などの木製品、フイゴの羽口、スラッグ、鉄製紡錘車、銅製鞍金具などが出土した。墨書土器は、「馬」が八世紀代、そのほかが八世紀後半から九世紀半ばとさ

れている。また、昭和六二年の第八次調査では、七世紀後半から八世紀初頭の三点の木簡が出土した。木簡が出土した遺構は、総柱の三間×二間の小規模な建物と同一方位をとる西側（幅〇・三メートル）と東側（幅三メートル）の素掘溝である。⁽¹⁶⁾

虫生遺跡

湯ノ部遺跡の東三キロメートル、虫生集落の北に接して所在する集落跡で、弥生時代から鎌倉時代の遺構を検出した。木簡は、微高地縁辺部に掘られた小溝（幅一・二センチメートル、深さ一・五センチメートル）から出土し、八世紀前半の須恵器片がともに出土している。⁽¹⁷⁾

以上のように、これらの遺跡群は、七世紀後半から八世紀前半という、律令国家成立期に盛期があり、遺構・遺物とも、一般集落とは明らかに異なる様相を示している。遺跡群の中核は、遺構の配置や出土遺物からみて、森ノ内遺跡の北半部であり、ここでは、鏡山古窯跡群の土器選別場も併設されていたらしい。光相寺遺跡は、これに準ずる遺跡群の中核とみられる。また、宮ノ内遺跡・湯ノ部遺跡あたりは、鍛冶工房・木製品工房と、倉庫群が広がっており、この地に地方官衙が所在していた可能性が高いといえよう。

B 出土木簡の検討

西河原遺跡群出土の木簡は、この遺跡群が存続した七世紀後半から八世紀前半のものが大半で、その内容・形態から、いわゆる①狭義の文書、②帳簿・伝票などの記録簡、③荷札・付札類に分類できる。そして、作成者・作成場所を明確にするため、外部で作成されたこの地にもたらされたものと、この地で作成されたものに分類するなら、①の文書には、外部からこの施設にもたらされたもの（a）と、この地にあった施設で作成されたもの（b）があり、②の記録簡は、基本的にこの地で作成されたも

の、③の荷札・付札は、基本的に外部で作成されこの地にもたらされたものとなる。後に見るように、いずれも私的に作成されたとみられるものではなく、すべて公文書で、この施設が郡家(評家)・「駅家」などの政府の地方機関であることを示している。以下個々の木簡の性格と内容を年代の順に見ていきたい。

①文書

a 外部からもたらされたもの 二期の森ノ内二号が、最も古く、四期の森ノ内六号が続く。

森ノ内二号

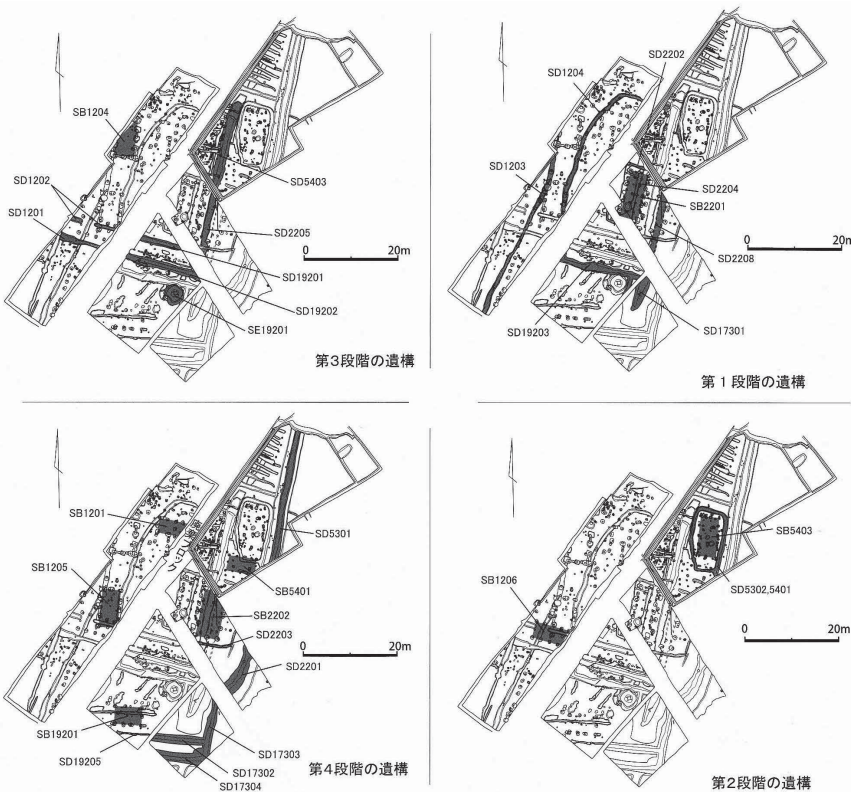
・「椋□伝之我持往稲者馬不得故我者反来之故是汝トア」
・「自舟人率而可行也 其稲在処者衣知評平留五十戸且波博士家」

410×35×2 011

この木簡は、「衣知評」「椋□^(直カ)」という記載から七世紀後半の文書木簡である。森ノ内遺跡の中心部とみられる、北半部の大型建物を区画する溝から出土したもので、その内容は、近江国庁か中央政府の官人とみられる「椋□」(内蔵直か)が、この地に居住する卜部(某)に対し、「私が持つてこようとした稲は、馬が得られなかったので、そのまま帰ってきた。そこでおまえ卜部が、舟人を率いて行ってくれ、その稲の在る所は衣知評平留五十戸の且波博士の家である」とするもので、この木簡が、外部で作成され、この地にもたらされたことは間違いないところであろう。この木簡は、内容からみて私的な書簡と考えられないから、「椋□」が、仮に近江国庁の「官人」であるなら、作成者は、「椋□」自身かその配下であろう。その場合、この木簡は「国符」的な機能をもつものといえよう。おそらく文書を受け取った卜部により、廃棄されたか、この

地にあった施設(郡家かその出先機関か)で保管された後廃棄されたと考えられる⁽¹⁸⁾。

その内容からは、琵琶湖の水運を利用した物資の運搬だけでなく、馬を利用した陸路による運搬が、野洲と愛知の間でなされていたことが窺え、稲の所在する衣知評平留五十戸の且波博士の家は、当然個人の居宅ではなく、公的な施設で、おそらく湖東一帯の物流の拠点として機能していたとみられる。且波博士(大友但波史)氏も、上述のように志賀漢人の一族であるから、後に詳しく見るように、西河原遺跡群の施設で活



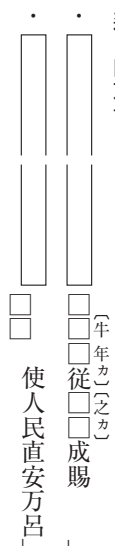
第6図 森ノ内遺跡北半遺構変遷図

動する志賀漢人の一族と連携して、水陸交通を活用する、公的な物流・交易と深くかかわっていたことが判明する。(第6図)

そして、この木簡は、渡来系氏族の倭倭漢氏の一族である椋(内蔵)直氏が作成して、卜部に指示したものであり、卜部はおそらくこの地にあった施設の責任者で、実際にはその配下である志賀漢人たちが、実務に当たっていたと考えられる。志賀漢人は倭漢氏の配下である漢人村主の主要なメンバーであり、こうした関係の背後に、前代以来の族制的な関係が、引き続き活用され、初期律令社会で運営されていたことが窺える。いっぽうこの木簡は、この地で作成されたものではないが、倭漢氏という有力な渡来系氏族とその配下の間で、共有される文字文化のあり方を示していると言えるのではないか。

すなわち、この木簡が、これまで、歴史学者だけでなく、国語学・国文学者に注目されたのは、七世紀後半という早い時期に、純粋な漢文ではなく、やまと言葉の語順で表記された和文表現の文書木簡であったからである。この木簡の発見により、すでに当時の政府機関において、和文表記の文書が、広く運用されていたことが確認できるからであろう。⁽¹⁹⁾ また、その表記に、「椋」字で表記することや、「伝之」「反来之」などの和文表記の文末表現が、韓国の「壬申誓記石」(壬申年は五五二年か六一二年とされる)の表記に見えること、また、木簡の裏面の九字目が空白になっていることについても、「壬申誓記石」において、文末を明示するために採用されていることが指摘されており、韓半島の文字文化の影響が強くみられる。和文表記にあたって、こうした韓半島における、自国語を漢文で表記する試みが、受容され、学ばれていることを示しており、中央・地方の政府機関において活動する渡来人たちと、各地に派遣された渡来系氏族・渡来人の間に、こうした最新の文字文化の受容の成果が共有されていたことを示している。

森ノ内六号



(320) × 20 × 6 019

同じく外部からもたらされたとみられる三期の文書で、遺跡群の中核である、森ノ内遺跡北半の大型建物とその区画溝に隣接する廃棄土坑粉殻層から出土したものである。下半にしか文字は残存しないが、墨の痕跡は上方にもある。全体の内容は不明であるが、「使人」として「民直安万呂」なる人名があり、「従」「賜」などの文字が見えるから、使者に何らかの物品を持たせ、届ける際に付された文書木簡とみられる。中央か近江国庁で作成され、この地にもたらされたものである。民直安万呂は、森ノ内二号木簡に見える「椋□」と同じく、倭漢氏の同族で、椋直が近江国庁の官人とみられるなら、同様に近江国庁で公務に当たっていた可能性があり、この木簡も、森ノ内二号と同様に、「国符」的なものであり、近江国庁で、民直安万呂などの渡来人により作成され、この地にもたらされ使命を終えた後、この地にあった施設(郡家かその出先機関)で、一定期間保管された後、廃棄されたのであろう。そして、この木簡の場合も、倭漢氏の同族とその配下の渡来人集団の関与が窺え、律令体制導入以前からの族制的関係が活用されていることや、両者の一体性が浮かび上がってくる。

なお、西河原遺跡群とも、かわかりが深い栗東市十里遺跡出土の召文木簡は、西河原遺跡群の木簡とほぼ同じ時期のもので、乙酉年(天武一四年)の年紀をもち、「宮大夫」という記載から、発給者は、国司とみられるから、近江国庁から出されたものであろう。裏面に「得たり」と別筆の署名があり、国庁に戻されるべきと思われるが、この地が、郡家の出先機関であったため、一定期間保管された後、この地で廃棄され

たのであろう。具体的な宛名や、木簡の作成者は明らかでないが、十里遺跡は、西河原遺跡群を通るとみられる、湖辺の「馬道」の延長上に位置しており、両者の密接なつながりが想定され、その作成にも共通する背景が考えられる。⁽²¹⁾

b この遺跡で作成され、外部に出されたもの 本来この地に残らないが、例外的とみられるのが、湯ノ部一号と西河原一号・森ノ内一―号である。

湯ノ部一号

・丙子年十一月作文記

・「牒玄逸去五月中(官カ)□□蔭人

自從二月己来□□養官丁

久蔭不潤□□□□蔭人

・「次之□□丁(等利カ)□□

壞及於□□□□□□人(官カ)

裁謹牒也

274×120×20 011

これは周知のように、側面に丙子年一月の年紀を持つブック型の特異な文書木簡で、七世紀末から八世紀前半の溝から出土しているが、文書そのものは、記載内容から、二期の天武五年(六七六)のものと同定される。木簡の形態は、厚さ二〇ミリメートルと分厚く、裏面の右辺はやや薄くなっており、木取りは木目に添って湾曲し、右長辺から膨らんだやや変形した長方形である。表面には刀子傷と思える細い筋や文字を削り取った跡が見える。

この木簡の特徴は側面に年紀を記すことである。このことについては、表裏二面だけでなく、四角柱の四面に文字を書く韓国木簡の影響が指摘されている。また、「牒」で始まり「謹牒也」で終わるいわゆる養老公式令の牒式にのっとった木簡であるが、このことについても、六世紀後半の四角柱の四側面に墨書した、韓国慶州の月城塚字出土木簡に、個人の上申文書として、牒の文書があり、韓国木簡の影響が指摘されている。⁽²²⁾そして、この木簡は、本来、実用として使われたものではなく、模範文として写し取られ、ブックのように背文字を並べて保管されたと思われる。そのおかげで地元に残されたといえる。原文書と模範文の作成者は別で、時期も異なる可能性が考えられる。

原文書は玄逸という人物が、近江国司ないし野洲郡司にあて上申したもので、この地で発行されたものである。欠字が多く内容の詳細は明らかでないが、「蔭」「蔭人」という表現からいわゆる「蔭位制」の前身となるもので、浄御原令以前の単行法令によって定められた「蔭人」制により、天武四年の五月「蔭人」に認定された玄逸が、翌年の二月になってもその御蔭を被らないことを訴えたものとみられる。御蔭の内容はよく解らないが、「養官丁」という文字から仕丁の受給に関する規定と考えられている。なお『日本書紀』天武五年四月条には、畿外の有爵者の子息が兵衛として出仕することを許す法令が出されており、一つの可能性として、国造クラスの父を持つ玄逸が、前年の五月に兵衛として出仕することを内示されたが、翌五年二月以降一月になっても、出仕に関する仕丁の給付に与からなかったため、この牒を提出したと考えられる。したがって、この文書の原文が、玄逸により書かれたものか、配下の書記により作成されたものかは、わからないが、この地において、作成された公文書であることは間違いないであろう。そして、この木簡が初期律令期における文書の模範文として再利用されたとするなら、かかる文書を写し取り、模範文として作成し、保管していたのは、この地にあった

施設で、実際に文書作成業務に当たっていた、志賀漢人を中心とする渡来人たちであり、木簡の形態や、文書の様式に韓半島の影響がみられるのも、首肯されよう。

西河原一号

・郡司符馬道里長令

・女丁

又來□女
□□道□□
〔來又カ〕

×

(145) × 34 × 5 019

西河原一号は、短冊形の郡符木簡で、下半が強く折り取られており、野洲郡司から馬道里長宛てに発給されたものであり、遺跡の中心とみられる掘立柱建物に関わる南北溝から出土したもので、女丁の差点を命じている。「里長」という記載から三期の八世紀初頭（大宝〜靈龜年間）のものともみられ、山尾幸久氏のように、この地を馬道里と考えた場合には、外部（郡家）からもたらされ、この地で廃棄されたことになる。ただ、郡符木簡は、多くの場合、宛先に届いた際、廃棄されるのではなく、伝達の証として、郡司のもとに戻されるのが一般的であるから、この地が、野洲郡家（安評家）であることを示すと見る見方も有力である。その場合は、この地で作成され、宛先からこの地に戻されたことになる。⁽²³⁾ しながら、私は、西河原遺跡群が、馬道里であり、この時期の野洲郡家も、この地にあつたと考えている。

すなわち、後にもみる森ノ内一号木簡は、馬道郷の戸主の歴名であり、その居住者を書き上げたものであり、その多くが志賀漢人の一族である。ところが、森ノ内遺跡と並ぶ、西河原遺跡群の中核である光相寺遺跡では、四号木簡に「馬道」、二号木簡に「大友部龍」という人名が見え、「馬」「石辺」「三宅」などと墨書された土器が多数出土している。また、倉庫群のある宮ノ内遺跡でも、二号に「三寸造廣山」、六号にも「石木主寸

文通」が見え、歴名に見える氏族名と一致するのである。これらの人々は、西河原遺跡群の居住者である可能性が高い。特に、石木主寸文通は、「文作人」という記載からみて、木簡の作成者であり、この遺跡群に居住していたことは確実であろう。こうしたことから、この遺跡群を、馬道里（郷）としても、大きな問題はないと考える。その場合、野洲郡家も、馬道里に所在していたことになる。

この地は、先に見たように、二号木簡で、衣知評とこの遺跡群の間に、湖上交通路の存在が示唆され、森ノ内六号・一号により、中央や近江国庁などとの、使者の往来が想定されるなど、馬道という地名にふさわしい、陸路による交通路が、この地を通っており、水陸交通の要衝であつたとみられる。この地に濃密に分布する馬道首は、そのウジ名からみて、こうした駅路⇨馬道の管理運営に携わっていたのであろう。そして、森ノ内七号木簡に見える「馬評」が、駅路に関わるものとするなら、山尾幸久氏が想定されるように、馬道⇨駅路がこの地を通過し、この遺跡群が駅家としての機能を有していたことを裏付け、野洲郡家も、この時期には、この地にあつた可能性が高いと考えられる。⁽²⁴⁾ この文書は、郡司から馬道里長宛てに発給され、使命を終えた後、馬道里にあつた野洲郡家に戻され、廃棄されたのであろう。

森ノ内一号

・十一月廿二日自京大夫御前□白奴我吾□□賜□□
□□匹尔□□大寵命坐□□今日□□□□□□□□□□

373 × 27 × 6 011

三期の森ノ内一号は、遺跡群中核の森ノ内遺跡北半から出土したものである。⁽²⁵⁾ 「白」「大寵命坐□□」という表現から、いわゆる「前白木簡」とみられる、上申文書である。これについても、韓国木簡の影響が指摘

されているが、ここに見える「自京大夫」については、京から来た「大夫」で、この地に立ち寄った際に、この地の「官人」が「大夫」に提出したもので、この地で作成された公文書であろう。本来、宛先の「大夫」の手元に残されるべきものであるが、使命を終えたため、「大夫」の手で、この地で廃棄されたものである。「前白木簡」は、宮都などでも出土例があり、駅家のような中央の使人が立ち寄る政府機関のあったことを示すものであろう。こうした「前白木簡」を作成できる知識が、この地の「官人」にも共有されていたことを示している。

②帳簿・伝票などの記録簡

西河原遺跡群出土の木簡の多数を占めるもので、内容から布生産に関わる森ノ内三号、税負担に関わる戸主歴名とみられる森ノ内一号のほか、貸稲（出挙）に関わるものが多数出土している。当然この地で作成され、使用後この地で廃棄されたものである。

イ 布生産に関わる帳簿

森ノ内三号

□□□□布六二布 [左作カ] 支戸首二布□□六布
 馬甘首布六一布 小女兒二布□□六 [布カ] □□古一布 [左カ]
 □□羽止已戸□□布六二布 [大カ] 上□田戸□二布六□
 □□ □□ (665) × 70 × 6 059

二期とみられる森ノ内三号木簡は、七世紀後半の森ノ内遺跡北半部の大型建物の東側を区画する溝から出土した記録簡で、この施設において作成され、使命を終えたのち、廃棄されたのであろう。上端が欠失しており、長大な木簡になるとみられる。この木簡では、「□□支戸首」「馬

甘首」「小女兒」「羽止已戸□□」[大カ]「上□田戸」などの人名の後に、「布六二布」「二布□□六布」「六一布」「布□□六」[布カ]「布六二布」「二布六□」など、布の数値が記されており、先にみた南滋賀遺跡の木簡と、物品は違いが共通する様式といえる。布の枚数が六一・六二などとよく似た数値であるところから、布生産の分担を記録した可能性も考えられるであろう。「馬甘首」や「羽止已戸□□」などは、この地に居住する渡来系氏族であろう。なお、平城京長屋王家木簡に、「近江案（安）郡（服里人從八位上□部）□□大縫□」がみえ、⁽²⁵⁾西河原遺跡群の北西二キロメートルに所在する守山市服部遺跡に比定される、野洲郡服部郷（服里）とその住民が、織物生産に関わることが推測され、この地域と縫製との関連を示唆する。したがって、遺構としては確認されていないが、この遺跡群の一角に、公的な縫製に関わる工房があったとみられる。そして、大型建物は、そうした工程を統括した官司でもあったとみられる。

ロ 税負担に関わる戸主歴名

森ノ内一号

(A面)

□□郡馬道郷□□里 戸主 □□□□ 馬道□□ [首カ] □□臣馬麻呂
 □□ 戸主 □□□□ 馬道首□□
 戸主三寸造得哉 戸主 □□□□
 戸主大友主寸□□ □□□□

(B面)

戸主 石辺君玉足	戸主 大友行	戸主		戸主	
戸主 三宅連唯麻呂	戸主 佐多直鳥	戸主	黄文	戸主	
戸主 登美史東人	戸主 石木主寸	戸主		同戸	人足
戸主 馬道首少廣	戸主 郡主寸得足	戸主			
					正丁
					正丁
					正丁
					正丁
					正丁

四期の短冊形の大型の木簡で、四隅とも切り落としている。表裏とも四段にわたって「戸主」の名を列挙しており、すべてカバネを表記している。割注に年齢と課丁の記述のあるものもみられ、公的な性格をもつ記録簡である。税負担などの台帳として、使用された可能性が指摘されている。そして、その後の再釈読により、従来A面とされていたのがB面で、旧B面がA面となり、その第一段がタイトルで、「□□郡馬道郷□□里」という、居住行政区画名であることが判明し、戸主たちの居住地が野洲郡馬道郷であることが明確になった。

ここには、石辺君をはじめ、三宅連・登美史・馬道首・三寸造・大友主寸・大友・佐多直・石木主寸・郡主寸・黄文□□□□臣らの居住が確認されるが、このうち石辺玉足は、平城宮南面東門周辺出土の木簡に「益珠郡馬道郷石辺玉足」が見え、同一人物と考えられ、ここに見える歴名のタイトルと一致する。先に見たように、歴名に見える戸主のうち、三宅連・石辺君・馬道首・三寸造・大友主寸・大友・石木主寸などの氏族名は、光相寺二号・四号や墨書土器、宮ノ内二号・六号などに見え、歴名に見える戸主の氏族名と一致し、この地が馬道郷であることを示している。

そしてこれら歴名に見える人名のうち、登美史・馬道首・大友主寸・佐多直・石木主寸・郡主寸の諸氏が、いわゆる漢人村主の志賀漢人の一族である。したがって、森ノ内一号木簡の示すところは、志賀漢人の一

族たちが、馬道郷の主要な居住者で、西河原遺跡群にあった施設に関わりをもつ人々であることであろう。先にみたように、こうした渡来人集団は、倭漢氏の配下として、五世紀末から六世紀前半に、中央から大津北郊にあった国の出先機関に派遣され、その職務により、近江各地の水陸交通の要衝に配置されたとみられる。したがって、西河原遺跡群は、その機能や集住のあり方からみて、志賀漢人の活動する、湖東地域の重要拠点であった可能性が高いといえよう。

八 貸稲(出挙)の記録・倉札
この遺跡群出土木簡で、多数を占めるのが「貸稲」||出挙の関わる記録簡である。森ノ内一四号・七号・八号と光相寺四号は、出挙の記録帳簿類で、宮ノ内一号・三号~六号は、形態・内容・出土状況からみて、蔵に常備された「倉札」と考えられる。

森ノ内一四号
 廿□ □利直十束
 □□ □利直十束
 又中直五十又五十(直カ)
 □卅 □利直卅 □見卅五束

(121) × 22 × 2 081

光相寺四号

・田物 (利カ)

・馬道

(120) × 29 × 5 019

森ノ内七号

・百廿束馬評 毎倭 (甘カ)

ア連加久支廿束

・刀良女六十束

(186) × 46 × 7 019

森ノ内八号

・申 首 稲

(符道カ)

首貸稲大卅束記

328 × 37 × 9 011

二期の森ノ内一四号は、人名は見えないが、「利直」「十束」「卅五束」などの表現から、貸稲の利息に関わる記録類と推測される。

三期の光相寺四号は、裏面に「馬道」とあり、この地の居住者馬道首氏のこととみられる。「田物」については、よく判らないが、農作物に関わる税など、農民の負担に関わるもので、表面の四字目が、「利」と読めるなら、これも貸稲に係る記録と言えよう。

同じく三期の森ノ内七号は、表面には「刀良女」という女性の名が見え、裏面には、「馬評」なる行政区画名と「倭ア連加久支」という、これも女性とみられる人名が記されている。人名の下に「六十束」「百廿束」といった稲束数が見えており、貸稲の数値やその利息に関わる記録であるろう。

同じく三期の森ノ内八号は、残存長三二・八センチメートル、幅三・七センチメートルの大型の記録簡とみられる。墨痕が不鮮明で内容は明らかでないが、首 稲」とあり、また 首貸稲大卅束記」とあるから、首（おそらく他の文字資料から馬道首とみられる）なる人物への、貸稲に関わる管理記録とみられる。すでに、韓国扶余の双北里遺跡出土の、戊寅年（六一八）の年紀をもつ「佐官貸食記」など、韓国木簡の影響が指摘されている。⁽²⁷⁾

これら一連の木簡は、出土場所も、遺跡の中核である森ノ内遺跡・光相寺遺跡であり、公出挙の管理記録として、この地にあった施設で作成・保管され、後に廃棄されたと考えられる。そして、この遺跡で、実際に出挙の運営と記録にあたった人物が特定できるのが、次の宮ノ内遺跡出土の木簡である。

宮ノ内一号

・庚子年十二 (月カ) 千五 (記カ)

662 × 41 × 10 011

宮ノ内二号

・壬寅年正月廿五日 三寸造廣山
勝鹿首大國 (八十カ)

・田 二百斤
272 × 44 × 7 011

宮ノ内四号

・辛卯年十二月一日記宣都宣椽人 稲千三百五十三半把。

595 × 41 × 10 011

宮ノ内五号

- ・ □□ 別俵二石春稲 □□
 - ・ □石 □□百束 □□^(貸カ)
- (307) × (39) × 7 081

宮ノ内六号

- ・ □刀自右二人貸稲 □□^(十斤カ) 稲二百 □□^(斤カ) 又 □□^(斤カ) 稲卅 □□^(貸)
 - ・ □人佐太太連 二人知 文作人石木主寸文通。」
 - ・ □首弥皮加之
- (289) × 45 × 5 019

すべて四期の木簡であるが、宮ノ内一号は昭和六〇年度の試掘調査で出土している。平成一七年の調査により、同じ掘立柱建物の柱抜き取り穴から出土したことが確定した。人為的に中央部で折られて出土し、下端中央に円孔が穿たれている。庚子年は文武四年(七〇〇)。大半が読めないが、下半に「□□千五」とあり、宮ノ内四号と、ほぼ同じ形式の記載があったとみられる。⁽²⁸⁾ 貸稲に関わるものであろう。

宮ノ内三号は、下端やや左よりに円孔が穿たれている。壬寅年は大宝二年(七〇二)。裏面にも墨痕は見られるが、薄くて読めない。「三寸造」は森ノ内一号木簡の歴名の中に見えるが、「勝鹿首」は初見。つぎの四号木簡に見える「官都宣椽人」の「官都宣」もカツカで、カバネは異なるが同じウジ名となる。日付の下に二行書きの人名があり、その下にサイン状のものがみえる。こちらが裏面で、受け取りの確認のようなものか。反対面に「□田二百斤」とあり、貸稲に関わるものであろう。

宮ノ内四号は人為的に中央で二つに折られている。下端右よりに円孔が穿たれ、辛卯年は持統五年(六九一)。片面のみに墨書がある。「某日記」は八世紀初頭以前の表記法。「稲千三百五十三半把」は 稲一三五束三把五分となり、倉庫に収納される量としては少ないので、出挙に関わる

ものであろう。「官都宣椽人」への貸稲の量を記録したものと解される。また、「五十三半把」と数量が半端であることから、貸付ではなく返納に関わる記録とみられる。「椽人」の例としては、高島市永田遺跡出土の、八世紀末から九世紀初頭の歴名木簡に、「秦椽人酒公」がみえており、また、『正倉院文書』の天平勝宝三年(七五二)七月二七日付の「近江国甲可郡司解」に、甲賀郡藏部郷の戸主に「椽人刀良売」が見えている。いずれも蔵の管理に関わった渡来系氏族とみられる。

宮ノ内五号は、下半が折損し、右辺に割れがある。内容は、「別俵」という表現や、「春稲」とあるから、収蔵する稲から春稲として提出するものを、取り出すなどの行為と関わるか。裏面の「百束」のつぎの欠字が、残画から「貸」の可能性があり、これも出挙にも関わることになる。

宮ノ内六号は上半が欠損している。下端右寄りに円孔が穿たれている。内容は表面には「□刀自」ら二人に「貸稲」したことが記され、裏面には二人の名が二行書きされ、その下に「二人知」とあるから、おそらく「貸稲」の保証人と考えられる。また稲の数量の単位を表わす文字は、宮ノ内三号にも見える稲の重量を示す「斤」とみられる。「文作人」については、「貸稲」の契約書の作成者であろう。出挙の具体的な運営を示す記録簡といえよう。なお韓国の大邱戊戌銘鳩作碑」に碑文の作者を「文作人」とする記載が見える。「戊戌年」は新羅眞智王三年(五七八)と推定されており、⁽²⁹⁾ こうした記載方法が朝鮮半島から受容されたことを示している。なお、この木簡の作成者である石木主寸は、森ノ内一号の戸主歴名に見えるように、志賀漢人の一員であり、馬道里の居住者である。そして当然、西河原遺跡群の施設で活動していた「官人」とみられ、こうした渡来人集団によって、多くの木簡が作成されていたことを、具体的に裏付けるものであろう。(第7図)

以上のように、木簡の大半が短冊状を呈し、四〜四・五センチメートルの幅の広いもので、長さも上・下半が欠失する五号・六号を含め一号・

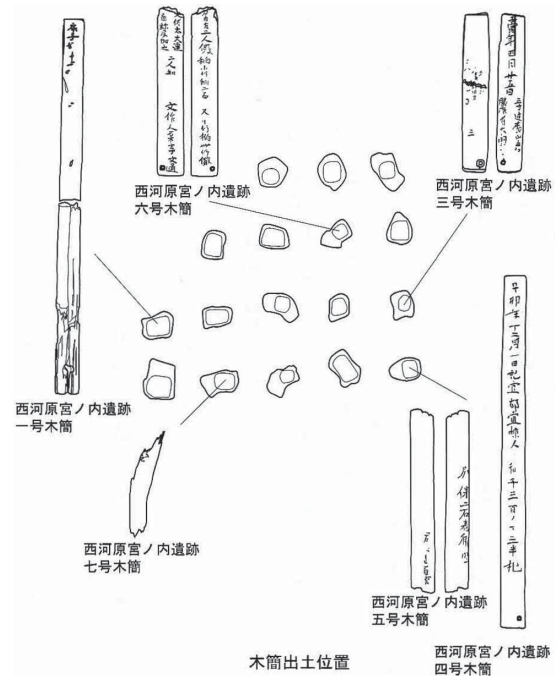


図7 宮ノ内遺跡木簡出土地点図

四号の四点は、六〇センチメートル前後を測る長大なものである。三号も半分の三〇センチメートル弱と、規格性をもっている。年紀の示す大宝令制定前後の時期に対応する、古い地方木簡の特徴を示している。また、過半を欠失する五号を除き、一・三・四・六号の下端に隅丸方形の穿孔があり、束ねて保管されていたことを推測させる。

また四号に「稲千三百五十三半把」、五号に「別俵二石春稲」「石百束」「六号に「刀自右二人貸稲」「稲二百又「稲冊貸」など、貸稲（出挙）と米に関わる記述があり、右に見たように束ねて使用されていたとみられるから、一連の木簡が稲の貸借（出納）・保管などに関わる倉札であることを示している。そしてこれらの木簡が、大型の倉庫とみられる建物の廃絶後の、柱根抜き取り穴に合わせ、半切して投棄されていたことから、倉庫で使用された後、その廃絶に伴い投棄された可能性が高いと言えよう。こうした倉庫は、調査地点の周辺に多数存在したとみられ、郡家の管理下にあったと考えられる。

この木簡は、出挙の管理のための作成された「倉札」で、この地で倉庫管理にあたったいた「官人」が記載・管理したとみられる。「文作人」とある石木主寸文通は、先にみたように、森ノ内一号の歴名木簡にも見える志賀漢人の一族であり、この地の施設に勤務する渡来人とみられる。したがって、こうした倉の管理にも、志賀漢人たちが渡来系氏族・渡来人が関わっていたことを示している。

二 その他の記録簡

光相寺一号

〔買塩冊俵カ〕
□□□□三

(234) × (24) × 6 081

虫生一号

〔欲カ〕
□マ□冊束分□入物□□□進

・神亀六年正月卅日 「 (267) × 30 × 8 019

光相寺一号は、二期のもので、塩の売買に関わる記録とみられるが、詳細は明らかでない。

四期の虫生一号は、短冊形の木簡で、上端が強く折り取られている。表面には墨痕があるが、すべて釈読できていないが、最初に「□マ(部)」という人名があり、その後、「冊束分□入分□□□進」とあるので、「□マ」に米を進上した際の添え状とも考えられる。「□マ」は、年代は違いますが、森ノ内二号に見える「卜部」の可能性も考えられる。もしそうなら西河原遺跡群の居住者で、この施設の有力者となる。裏面には、干支年号の多い西河原遺跡群では、唯一元号の年紀が記されている。神亀六年は聖武天皇の治世の七二九年にあたり、この年、年号が変わり天平元年となる。進上手続きをとった日付であろう。こうした木簡も、物品の売買や出納に関わるもので、この施設の性格を示すものであろう。

③荷札・付札

上端の両側にV字の切込みがあり、形態的には荷札・付札とみられるのが、森ノ内一七号・一八号・光相寺二号の三点である。いずれも二期に属する。いちおう外部からもたらされたと思われる。

森ノ内一七号

・□□□□□□□□^(五十九)
 ・□□□□□□□□^(福人カ)
 ・□□□□□□□□^(福人カ)
 136×19×3 033

森ノ内一八号

・□□□□□□□□^(多比ア麻カ)
 ・□□□□□□□□^(多比ア麻カ)
 ・□□□□□□□□^(多比ア麻カ)
 ・□□□□□□□□^(多比ア麻カ)
 135×18×4 032

光相寺二号

・□□□□□□□□^(多比ア麻カ)
 ・□□□□□□□□^(多比ア麻カ)
 ・□□□□□□□□^(多比ア麻カ)
 ・□□□□□□□□^(多比ア麻カ)
 142×18×5 032

森ノ内一七号は、ほとんど釈読できないが、「五十」という数字が見え、物品に付された荷札か付札の可能性が高い。

森ノ内一八号には、「阿皮古」というウジ名と「俵」とあり、山尾氏はこれを庸米に関する付札とされる。また、市大樹氏は、西河原遺跡群が、木簡に見える馬道里(郷)ではないという立場から、ここに見える「比利田」を、この地の地名とする案を出されている。ただこの木簡の性格が今一つ明らかでなく、現時点で、この遺跡の所在地とすることは無理であろう。

光相寺二号は人名のみで、内容は明らかでないが、付札であろう。「大友部」は部姓ではなく、大友部史氏の略称とみられる。『続日本紀』天平宝字二年(七五八)六月二五五条に、大和国葛上郡人従八位上桑原史

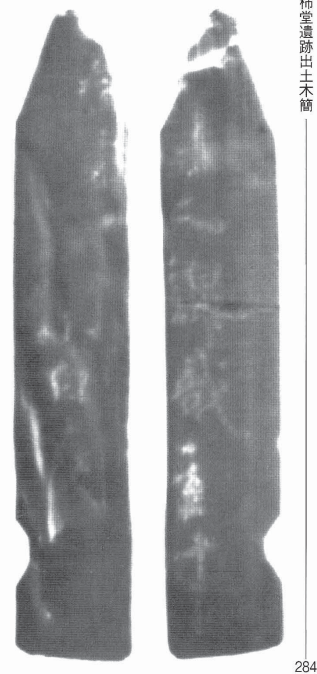
年足ら男女九六人と、近江国神崎郡人正八位下桑原史人勝ら一一五五人が藤原朝臣不比等の名に抵触する「史」姓を改めることを申し出たので、新たに「直」姓を賜ったことがみえる。この時年足と人勝らは、その先祖「後漢苗裔鄧言興并帝利等」が仁徳朝に高句麗から渡来したこと、その後同姓であった人々が数姓に分かれてしまったので、同じ姓を賜りたいと申し出たので、桑原史氏のほか大友桑原史・大友史・大友部史・桑原史戸・史戸らに直姓を賜ったとある。志賀漢人の移住前の居住地とみられる大和の一族と、同族的結合を依然維持していることを示している。ここにみえる大友部史氏はいわゆる森の内二号にみえる、志賀漢人一族の、大友但波史氏と関わるらしい。また、森ノ内一八号に見える「大友□□」も大友部史の可能性が高く、もしそうなら、この付札もこの施設で使用されていたとみることができよう。

なお、付札木簡でふれておきたいのは、神埼郡の湖辺に所在する、東近江市(旧能登川町)の柿堂遺跡から出土した木簡のことである。柿堂遺跡では、奈良時代から平安時代初頭の河道から、短冊型の木簡一点が出土している。いちおう八世紀のものとみられている。釈文は次のとおりである。

・□□錦織主寸□□
 ・□□小白在
 135×25×3 033

「錦織主寸□□」という志賀漢人一族の人名が見える。この遺跡の居住者と見られ、この人物に関わる庸米の付札と考えられる。「小白(こしろ)」は、稲の品種で晩稲とみられている。そして、この付札は、一般的な付札木簡と異なり、上端が尖がつており、下端の片法にV字の切込みがある。韓国の城山城木簡などに類例のあるもので、作成者とその影響下にあったことを窺わせる⁽³⁰⁾。志賀漢人の一族に関することは、注目されよう。

(第8図)



柿堂遺跡出土木筒

図8 柿堂遺跡木筒赤外線写真

C 小結—西河原遺跡群と出土木筒の性格と渡来人集団—

西河原遺跡群は、遺構・遺物からみても、七世紀後半から八世紀前半にその盛期があり、一般集落とは明らかに異なる様相を示している。遺跡群の中核は、大型の建物とそれを区画する溝の存在や出土遺物からみて、森ノ内遺跡に北半にあり、ここでは、大和政権に製品を提供していた鏡山古窯跡群の、土器選別場も併設されていた。光相寺遺跡は、これに準ずる遺跡群の中核とみられる。また、宮ノ内遺跡・湯ノ部遺跡の周辺は、鍛冶工房・木製品工房と、倉庫群が広がっており、地方官衙が所在していた可能性が高いといえよう。

出土した木筒の検討からも、この地には、中央ないし「近江国庁」との、文書のやり取りをし、使者が往来する公的機関があり、「馬道」という地名や、馬道首の居住から、陸上交通（初期の駅路）の拠点があったこと、また、その施設には、港湾施設があり、琵琶湖の水上交通を利用した、物流・交易の運営がなされていたことも明らかになった。さらにこの地では、織物生産の縫製工房をはじめ、徴税に関わる業務と、貸稲Ⅱ公出拳の管理が行われ、倉庫群から出土した木筒は、その形態・内

容から、倉庫の出納にかかる「倉札」とみられる。

また、郡符木筒の出土により、この地の施設が、初期の野洲郡家（安評家）である可能性が強まり、いっぽう、戸主の歴名木筒などからは、この地の居住者の多くが、大津北郊に拠点をもち、倭漢氏の配下の志賀漢人の一族であり、この地が馬道里である可能性も高くなった。私は、野洲郡家が馬道里（郷）に所在したと考える。そして、宮ノ内六号に「文作人」とみえる石木主寸文通は、「倉札」の作成者であり、この地に居住する志賀漢人一族が、この地にあった施設で、文書の作成などの行政実務を担っていたことを、具体的に裏付けるといえよう。

おわりに

以上、北大津遺跡・西河原遺跡群出土木筒を中心に、近江の渡来人と文字文化の受容について、雑駁な検討を加えた。近江において、天智・天武朝に遡る木筒が、比較的多く出土すること、この地に早くから渡来人集団が集住し、活動していたことと深く関わることが改めて確認できた。ただ、近江における文字文化の受容は、中央から移住した渡来人集団が担っており、移住した年代からみて六世紀に遡る可能性はあるが、今のところそれを裏付ける木筒などの文字資料は、発見されていない。それはそれとして、西河原遺跡群から出土した木筒からは、こうした渡来人集団の具体的な活動の状況を追跡することができた。

すなわち木筒には、外部からもたらされ、この地で廃棄されたものも、この地で作成され、使用後この地で廃棄されたものいずれにも、韓国木筒の影響が強くみられることも明らかになった。このことは、当時の中央・地方に関わらず、政府の行政事務、文書行政に実際携わっていたのは、倭漢氏・秦氏などの渡来系氏族と、その配下の人たちが中心であり、そこにおいては、最新の韓半島における文字文化が、素早く受容さ

れ、共有されていたことが窺える。そして、西河原遺跡群やその周辺に居住し、様々な行政業務に当たっていたのは、六世紀前半ごろから、琵琶湖をめぐる物流を掌握するため、大津北郊の大和政権の政治拠点に派遣・移住した、倭漢氏の配下の漢人村主の一人であり、志賀に居住する漢人ということで、志賀漢人と総称される渡来人集団であった。

志賀漢人の一族は、その後近江各地の物流拠点に進出し、ネットワークを形成して活動したとみられ、西河原遺跡群は、その中でも、その機能を集住形態からみて、先に検討したように、前代の葦浦屯倉の系譜を引く、湖東の中核的な拠点であることが推測される。このような西河原遺跡群のあり方は、わが国の初期律令体制の形成にあたって、令制以前の族制的な関係が、巧みに取り込まれていることを窺わせ、律令社会の成立期の地方の様相を考える上で、重要な視角といえよう。ただ、西河原遺跡群については、木簡に見える渡来人集団と、野洲郡馬道里の住民との関わりや、郡家の所在地をめくり、いまだ未確定な問題もあり、今後引き続き検討していきたい。

註

- (1) 平川南『古代地方木簡の研究』（吉川弘文館 二〇〇三）、三上喜孝『日本古代木簡の系譜―韓国木簡との比較検討を通して―』（木簡と文字）創刊号 韓国木簡学会 二〇〇八、後に『日本古代の文字と地方社会』吉川弘文館 二〇一三に所収、田中史生『倭国史と韓国木簡』（鈴木靖民編『日本古代の王権と東アジア』吉川弘文館 二〇一三）
- (2) 大橋信弥「近江における渡来氏族の研究―志賀漢人を中心に―」（『古代豪族と渡来人』吉川弘文館 二〇〇四）
- (3) 大橋信弥「近江出土の古代木簡」（滋賀県立安土城考古博物館第36回企画展図録『古代地方木簡の世紀―文字資料から見た古代の近江―』二〇〇八）
- (4) 林紀昭・近藤滋「北大津遺跡出土の木簡」（『滋賀大國文』16、一九七八）、奈良国立文化財研究所『第三回木簡研究集会記録』（一九七七）、中西常雄「北大津遺跡出土の須恵器資料」（『滋賀文化財だより』III 一九八六）
- (5) 東野治之「最古の万葉仮名文」（『書の古代史』岩波書店 一九九四）
- (6) 浜修・山本崇「滋賀・北大津遺跡」（『木簡研究』第33号 二〇一三）
- (7) 大養隆「日本語史資料としての七世紀木簡」（『木簡による日本語表記史』笠間書院 二〇〇八 増訂版 二〇一三）
- (8) 青山均「南滋賀遺跡」（『木簡研究』第17号 一九八四）
- (9) 大橋信弥「再び錦部寺とその造宮氏族について―錦寺』刻書土器の発見に接して―」（『近江地方史研究』第44号 二〇一三）
- (10) 『中主町西河原森ノ内遺跡発掘調査報告書』I・II（中主町教育委員会 一九九〇）、『西河原森ノ内遺跡 第1・2次発掘調査概要』（中主町教育委員会・中主町埋蔵文化財調査会 一九八七）、『西河原森ノ内遺跡 第3次発掘調査報告書』（中主町教育委員会・中主町埋蔵文化財調査会 一九八七）、徳網克巳・山田謙吾「滋賀・西河原森ノ内遺跡」（『木簡研究』8号 一九八六）、辻広志「滋賀・西河原森ノ内遺跡」（『木簡研究』9号 一九八七）、辻広志「滋賀・西河原森ノ内遺跡」（『木簡研究』12号 一九九〇）、辻広志「滋賀・西河原森ノ内遺跡」（『木簡研究』14号 一九九二）、山田謙吾・山尾幸久「滋賀・西河原森ノ内遺跡」（『木簡研究』18号 一九九六）
- (11) 畑中英二「考古学からみた西河原遺跡群」（『古代地方木簡の世紀―文字資料から見た古代の近江―』前掲）
- (12) 『湯ノ部遺跡発掘調査報告書I』（滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 一九九五）、浜修「滋賀・湯ノ部遺跡」（『木簡研究』14号 一九九二）
- (13) 畑中英二・大橋信弥「滋賀・西河原宮ノ内遺跡」（『木簡研究』29号 二〇〇七）、滋賀県立安土城考古博物館第36回企画展図録『古代地方木簡の世紀―文字資料から見た古代の近江―』（二〇〇八）
- (14) 『西河原宮ノ内遺跡II』（滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 一九九五）、瀬口眞司・藤田琢司「滋賀・湯ノ部遺跡」（『木簡研究』19号 一九九七）
- (15) 『西河原遺跡』（平成3年度 中主町内遺跡発掘調査年報）中主町教育委員会 一九九三、辻広志「滋賀・西河原遺跡」（『木簡研究』14号 一九九二）、『西河原遺跡第10次発掘調査』（平成14年度 中主町内遺跡発掘調査年報）中主町教育委員会 二〇〇一）
- (16) 「光相寺遺跡」（昭和62年度 中主町内遺跡発掘調査年報）中主町教育委員会 一九八九、徳網克巳「滋賀・光相寺遺跡」（『木簡研究』9号 一九八七）、辻広志「滋賀・光相寺遺跡」（『木簡研究』10号 一九八八）
- (17) 『平成元年度 中主町内遺跡分布調査（II）概要報告書』（中主町教育委員会 一九九〇）、『虫生遺跡第5次発掘調査』（平成14年度 中主町内遺跡発掘調査年報）中主町教育委員会 二〇〇一）、辻広志「滋賀・虫生遺跡」（『木簡研究』12号 一九九〇）
- (18) 森公章「木簡から見た郡務と国務」（『地方木簡と郡家の機構』同成社 二〇

- 九)
- (19) 山尾幸久「森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって」〔木簡研究〕12号 一九九〇、
稲岡耕二「国語の表記史と森ノ内遺跡木簡」〔木簡研究〕9号 一九八七)
- (20) 犬養隆「森ノ内遺跡出土手紙木簡の書記様態」〔木簡による日本語表記史〕
笠間書院 二〇〇八 増訂版 二〇一〇)
- (21) 大橋信弥「十里遺跡出土の天武朝木簡について」〔古代豪族と渡来人〕吉川
弘文館 二〇〇四)
- (22) 李成市「朝鮮の文書行政 六世紀の新羅」〔文字と古代日本2 文字による交
流〕吉川弘文館 二〇〇五、三上喜孝「文書様式『牒』の授受をめぐる一考察」
〔山形大学歴史・地理・人類学論集〕7 二〇〇六、市大樹「慶州月城塚字出
土の四面墨書木簡」(奈良文化財研究所・大韓民国文化財研究所編『日韓文化財
論集Ⅰ』奈良文化財研究所学報77冊 二〇〇八 後に『飛鳥藤原木簡の研究』
塙書房 二〇一〇に収録)
- (23) 平川南「郡符木簡」〔古代地方木簡の研究〕吉川弘文館 二〇〇三、市大樹
「西河原木簡群の世界」〔古代地方木簡の世紀―文字資料から見た古代の近江―
前掲)
- (24) 山尾幸久「古代近江の早馬道」(上田正昭編『古代の日本と渡来の文化』学生
社 一九九七)
- (25) 「平城宮発掘調査出土木簡概報(二十七)―長屋王家木簡4―」(国立奈良文化
財研究所 一九九三)
- (26) 「平城宮発掘調査出土木簡概報(十四)」(国立奈良文化財研究所 一九八一)
- (27) 三上喜孝「古代東アジア出挙制度試論」(工藤元男・李成市編『古代東アジア
古代出土文字資料の研究』雄山閣 二〇〇九 後に『日本古代の文字と地方社
会』吉川弘文館 二〇一三に所収)
- (28) 「原道荒見・上野・近江八幡線単独道路改良工事(木部・八夫工区)に伴う
埋蔵文化財試掘調査報告書」(中主町教育委員会・中主町埋蔵文化財調査会
一九八七)
- (29) 平川南氏の御教示による。
- (30) 平川南「韓国・城山山城木簡」〔古代地方木簡の研究〕吉川弘文館 二〇〇三)
- (31) 大橋信弥「近江における律令国家成立期の様相―西河原森ノ内遺跡群の性格
をめぐって―」〔淡海文化財論叢〕第一輯 二〇〇六、同「近淡海安国造と葦
浦屯倉―西河原木簡から見えてくるもの―」(滋賀県文化財保護協会編『古代地
方木簡の世紀』サンライズ出版 二〇〇八)

(成安造形大学非常勤講師、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇一四年一月七日受付、二〇一四年五月二六日審査終了)

Outline of Acceptance of Textual Culture and Immigrants in Omi

OHASHI Nobuya

Ancient wooden tablets excavated from Nishigawara and other parts of the Omi region are important historical materials, though small in number, to investigate the movement of central and local powers in the process of building a ritsuryo nation from the late seventh to the early eighth century. In addition, because there were many Chinese and Korean immigrants and their descendants in Omi at that time, their role in the acceptance of textual culture cannot be dismissed.

One of the influential migrant clans in Omi was the Shigano-Ayahito clan, belonging to the Ayahitono-Suguri serving under the Yamatono-Ayauji clan. The Shigano-Ayahito clan came from Kawachi and Yamato around the end of fifth century to the beginning of sixth century and were collectively settled in Omi, where they worked diligently, engaging in the management of distribution along water transportation routes around Lake Biwa. It is considered that they were dispatched to local bases interspersed throughout Omi by the then government led by the Soga clan to establish distribution networks by using lake transport and that they were mainly in charge of producing documents (wooden tablets). The textual materials, including wooden tablets, unearthed throughout Omi indicate that the Shigano-Ayahito clan quickly accepted and shared textual culture derived from the Korean Peninsula, their homeland, as other immigrants and descendants of immigrants working at the central government did.

The *ongi* wooden tablets (documents regarding the pronunciation and meaning of characters) unearthed from the Northern Otsu Site in Otsu City are the oldest ancient wooden tablets discovered in Omi. They describe the trials and errors in ancient times to establish the Japanese reading of Chinese characters, which means that while settling and working in the area after the end of the fifth century, an immigrant clan of the Shigano-Ayahito not only adopted the administrative document-writing techniques established by the central government but also devised a variety of their own methods. The wooden tablets excavated at the Nishigawara Site in Yasu City specifically indicate the involvement of the Shigano-Ayahito clan who were dispatched to manage the local facility in the area. They controlled distribution and trade based on water transportation around Lake Biwa, as well as land transportation (primitive principal roads called *ekiro*). They also had workshops including fabric, blacksmithing, and wooden tool production workshops. Moreover, they engaged in taxation and loan

(*suiko*) management in relation to rice. The concrete procedures of receipt and issue of storehouse materials can be seen in wooden tablets excavated from storehouse ruins. It is assumed that their facility was the initial *Yasuno-Korinomiya* (Yasu district government), which also had the function of *umaya* (station). Furthermore, Miyanouchi Wooden Tablet VI contains the phrase “[bunsakunin] Iwaki-no-suguri-humimiti” to indicate the name of the writer of the wooden tablet (*kura-fuda*), which provides evidence that the Shigano-Ayahito clan who resided in the area were involved in document production.

Key words: Ayahitono-Suguri, Distribution of materials around Lake Biwa, Korinomiya/Guke/Gunke (district government office) and Umay/Ekika (station), Document administration